

## 福山市一般不妊治療費助成事業実施要綱

### 第1 目的

子どもを産み育てたいと願う夫婦に対し、一般不妊治療に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進に資することを目的とする。

### 第2 実施主体

一般不妊治療に係る費用を助成する事業の実施主体は、福山市とする。

### 第3 助成対象者

助成対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般不妊治療を開始した際に、夫婦であること。原則、法律上の婚姻をしている夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、出生した子の認知をする場合に限り、事実婚関係にある者も対象とする。
- (2) 助成金の交付申請の際に、夫婦のどちらか一人が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 助成を開始した一般不妊治療の最初の診療日の妻の年齢が35歳以上であること。

### 第4 助成の対象とする一般不妊治療

助成の対象とする一般不妊治療は、タイミング療法、人工授精、男性不妊治療、薬物療法その他市長が適当と認める治療及びこれらの治療開始後の治療の一環として行われる検査とする。ただし、次に掲げるものは助成の対象としない。

- (1) 体外受精及び顕微授精
- (2) 夫婦以外の第三者の精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (3) 対象者である夫の精子とその妻の卵子を体外受精して得た胚を当該妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの

### 第5 対象医療機関

対象医療機関は国内の医療機関とする。

### 第6 助成対象額、助成算定期間、助成額等

- 1 助成対象期間は、助成を開始した一般不妊治療の最初の診療日の属する月から起算して2年間とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、各号に定める期間につき助成対象期間を延長し又は再設置をするものとする。
  - (1) 医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合 当該中断期間の日数
  - (2) 一般不妊治療費助成金の交付を受けた夫婦が助成対象期間中の治療に基づき妊娠に至り、再び一般不妊治療を行う場合 2年間
- 2 助成の対象となる一般不妊治療費の額（以下「助成対象額」という。）は、1月から12月までの1年間（以下「助成算定期間」という。）において対象医療機関に支払った額（助成対象者が負担した額とし、複数の対象医療機関のものは合算した額とする。）とする。ただし、他の自治体（広島県を除く）から同様の補助を受けたものを除く。
- 3 助成対象額のうち助成する額（以下「助成額」という。）は、助成対象額に2分の1を乗じ

て得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- 4 助成額の限度額は、助成算定期間につき1組あたり2万5千円とし、助成対象期間につき1組あたり5万円とする。

#### 第7 助成の申請

- 1 一般不妊治療費の助成を受けようとする者は、本市の住民基本台帳に登録されているものに限る。原則として、1月から12月までの診療分について、同年4月1日から翌年3月31日までの間に、次に掲げる書類を添えた、福山市一般不妊治療費助成申請書（様式第1号）を市長に申請するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、申請者の同意を得てその内容の確認が可能な場合は、省略できるものとする。

- (1) 福山市一般不妊治療費助成申請に係る証明書（様式第2号）
- (2) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類、また事実婚の場合は事実婚関係に関する申立書
- (3) 住民票等の住所を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請した内容に変更がある場合も前項と同様の取扱いをする。

#### 第8 助成の決定

- 1 市長は、福山市一般不妊治療費助成申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、一般不妊治療費の助成の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により一般不妊治療費を助成することを決定したときは、当該申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により一般不妊治療費を助成しないことを決定したときは、その旨及び理由を明示し、当該申請者に通知する。

#### 第9 助成金の返還等

市長は、錯誤又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

#### 第10 台帳の整理保管

市長は、一般不妊治療費の助成状況を管理するため、一般不妊治療費助成事業台帳を備え付け、必要な事項を記載し整理する。

#### 第11 助成金の支払

助成金の支払は、申請者の金融機関の預貯金口座に口座振替の方法により行うものとする。

#### 第12 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行し、施行の日以降に開始した一般不妊治療について適用する。

#### 附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、既に一般不妊治療の助成を可とする決定を受けた助成対象者で、施行日において現に助成対象者となっているもの（以下「助成決定対象者」という。）については、従前のおりとする。
- 3 助成対象期間の開始時の妻の年齢が35歳未満で、この要綱の施行日の前日までに、治療を開始したもの（助成決定対象者を除く。）については、従前のおりとする。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行し、2021年（令和3年）1月1日以降治療開始分から適用する。